

岡山県立倉敷琴浦高等支援学校 いじめ防止基本方針

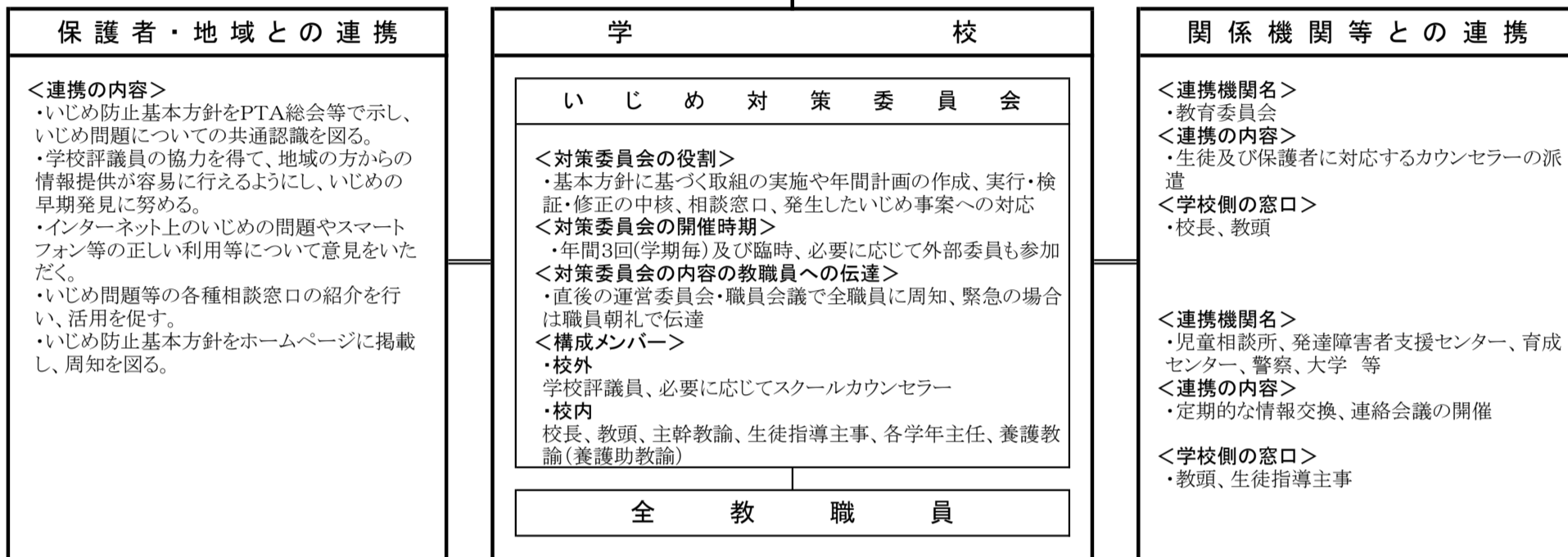
平成30年4月 策定

いじめに関する現状と課題

本校の生徒は、人間関係の調整やコミュニケーションに課題を抱えている生徒が多い。そのため、相手に気持ちをうまく伝えられず、人間関係がこじれてしまうことがある。また、多くの生徒が入学と同時に携帯電話を使用し始めるが、SNS等の利用についての理解が不十分なために、トラブルに発展することもある。そのため、家庭との連携・協力を図りながら指導を行うとともに、外部機関との連携や教職員研修の充実を図ることが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会は、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭(養護助教諭)・外部委員から構成され、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・いじめはどの学級でも起こり得るという認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない集団づくり」に取り組む。
 - ・いじめは、教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員は生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない。
 - ・いじめの兆候を発見した時には、問題を軽視することなく、迅速に適切な対応を図り、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先とする。
 - ・インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導に努める。
- <重点となる取組>**
- ・定期の家庭訪問、学期毎の個別懇談や学校生活相談において、生徒・保護者から情報収集を図る。
 - ・外部講師による研修で、ネットの危険性を認識させ、情報モラルの遵守を図る。
 - ・LHR・生活学習等の時間に、SSTを利用して望ましい行動規範を身に付けさせるとともに、学校教育全体を通して心理的安定と対人関係の調整力・コミュニケーション能力の向上を図る。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<p>(研修)</p> <ul style="list-style-type: none">・警察や携帯電話事業者から講師を招聘し、生徒・保護者・教職員に対して生徒のネット利用状況と指導上の留意点についての研修を毎年実施する。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒会が、主催する清掃ボランティア、球技大会等の活動を通して、仲間意識を高める。 <p>(人権・道徳教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none">・LHR・生活学習を通して、SSTを活用しての望ましい行動規範の育成を行うとともに、学校教育全体を通して本校生徒の課題である心理的安定、対人関係の調整、コミュニケーションの取り方に関する指導を行う。・お互いを認め合い、自分も他人も大切に思う気持ちを育むような教職員の日常の言葉かけや授業、行事等を通して、生徒の人権意識を高める。 <p>(保護者・地域との連携)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ防止基本方針をPTA総会等で説明したり、ホームページに掲載したりして、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、学校評議員の協力を得て、地域の方からの情報提供が容易に行えるようにし、いじめの早期発見に努める。
② 早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none">・毎学期の個別懇談(三者懇談)を通して、生徒の生活の様子を確認したり、家庭との連絡帳から家庭生活の小さな変化を把握したりするなど、いじめの早期発見に努める。・学校生活相談に向けて、学校生活のアンケートを行い、生徒の生活の様子や心理状態を把握する。 <p>(日常生活の観察)</p> <ul style="list-style-type: none">・学校生活全般において、生徒の様子を観察し、授業態度・休憩時間の過ごし方・友人関係等の変化を発見することにより、いじめの有無の確認を行う。 <p>(教職員との人間関係づくり)</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒と教職員との良好な人間関係を築くことにより、相談しやすい環境づくりを図る。また、生徒にとって比較的相談しやすい養護教諭(養護助教諭)との連携を密にし、生徒情報の収集を行う。・学校生活相談を実施し、話を聴いたりアドバイスをしたりすることで生徒との信頼関係を構築するとともに、相談することで課題を解決する相談スキルの向上を図る。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none">・教頭・生徒指導主事が担任等からの生徒情報を把握し、必要に応じて運営委員会・職員会議(臨時も含む)・職員朝礼で情報共有を図る。・ネットパトロールによる監視を行う。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめに関するパンフレットの配布や研修会での講演により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none">・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめへの組織的対応をするため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であること、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせることなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。また、対策委員会において、本校生徒指導内規に基づいた特別指導を検討し実施する。